

かさやま・趣味の仲間づくり

家庭菜園・使用契約書



利用者 氏名 _____ 様

笠山町々内会（以下甲という）と利用者（以下乙という）は、甲が家庭菜園として整備した用地について、下記のとおり使用契約を締結する。

記

第1条（区画名）

第__ファミリーガーデン 第__区画

第2条（契約期間）

本契約期間は、平成__年__月__日から1年間とする。

ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれかより申し出がないときは、この期間を更に1年間延長することとし、以降この例による。

第3条（使用権利金）

本契約期間の使用権利金として、乙は、甲に対し、金一万円を納付する。

第4条（使用条件）

裏面の使用約款のとおり

第5条（契約解除時の義務）

乙は契約の満了時引き続き使用をしない場合、もしくは解除の申し出をした場合次の契約者の利用に障害とならないように、生産物の回収を完了するものとする。

第6条（特約事項）

本契約期間中に、甲の都合により本用地の使用が不可能となった場合、本契約は、解除するものとする。この場合、甲は、第3条に規定する権利金の全額を乙に返却するものとし、乙は甲に対し、生産物の損害請求は出来ないものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を所持するものとする。

2019年3月1日

甲 笠山町々内会

会長 川瀬善行

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

使 用 約 款

利用者は、次の事項を遵守するものとし、万が一、利用者がこれに違反もしくは逸脱した場合、町内会は催告を行うこととし、利用者がこれに従わない場合、町内役員会の審議を経て、契約の解除をする。この場合、利用者は、権利金の返却を求めることはできない。

1. 利用者の連携と協力

本菜園の利用者は、お互いに意思疎通をはかり、本菜園の趣旨である趣味の仲間として連携と協力をするものとする。

2. 生產品目の届け出

本契約区画で生産するについて、利用者は、あらかじめ町内会長が定める施設管理委員（以下管理委員という）の了解を求め、指導者が必要により行う指導については、これに従うものとする。

3. 環境保持

利用者は、契約区画の地域の景観を損なうことのないよう、環境保全に努めるとともに、利用者間の意志疎通をはかり、全体区画についても同様に地域の配慮を心がけることとする。

4. 徒歩の原則

利用者は、原則として徒歩で契約区画への往来をすることとし、必要により車を利用する場合については、所轄する組の役員に了解を得るものとする。

5. 使用薬品の制限

本菜園は、有害農薬や除草剤を使用することを禁ずる。

6. 高さならびに設置物の制限

支柱やビニールハウスなど高さにより他の利用者に悪影響を及ぼす恐れのあるものは利用者自らが自粛するとともに、管理委員からの指導もしくは注意事項については利用者は厳粛に受けとめることとする。

7. 権利委譲ならびに譲渡の禁止

利用者は、本菜園の利用が困難となった場合、すみやかに町内会長に届け出、権利を放棄することとし、無断で本菜園を使用する権利を第三者に委譲もしくは譲渡することはできない。

以 上